

# 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の改正

## 1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和6年厚生労働省令第164号）の公布に伴い、関係規則について必要な改正を行う。

## 2 対象規則

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）
- (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）

## 3 主な改正内容

### (1) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

県条項	改正内容
第10条 第1項、 第1項第4号、 第10項	軽費老人ホームの職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。
附則 8、8(5)、16	軽費老人ホームA型の職員の配置の基準について、管理栄養士を追加する。

### (2) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

県条項	改正内容
第11条 第1項、 第1項第6号	養護老人ホームの職員の配置基準の「栄養士」について、「 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 」と管理栄養士を追加する。 ※以降同様の改正（「栄養士」に「 <u>又は管理栄養士</u> 」、「若しくは <u>管理栄養士</u> 」の追加）について、「管理栄養士を追加する」と記載。
第11条 第12項、 第12項第1号 ～第4号	サテライト型養護老人ホームの職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。

### (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

県条項	改正内容
第10条 第1項、 第1項第5号	特別養護老人ホームの職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。
第10条 第9項	特別養護老人ホームに併設される指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等の職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。
第43条 第1項、 第1項第5号	地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。
第43条 第9項、 第9項第1号～ 第4号	サテライト型居住施設の職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。
第43条 第12項	地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置基準について、管理栄養士を追加する。

## 4 施行期日

令和7年4月1日